

改正案	現行
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p> <p>（指定貨物の指定の方法）</p> <p>第一条の二 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号、以下「令」という。）第四条の六第一項（指定貨物の指定の方法）の指定は、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）に規定する輸入統計品目表の統計番号による区分ごとに行つものとする。</p> <p>2 令第四条の六第二項（指定貨物の指定の方法）に規定する財務省令で定める場合とは、次の各号に掲げる指定の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。</p> <p>一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号、以下「定率法」という。）（別表の項の区分ごとの指定、同表の項に所属する貨物に適用される同表の税率（以下この項において「基本税率」という。））、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）（第二条第一項及び第二項（暫定税率）の税率（以下この項において「暫定税率」という。））、同法第八条の二第一項（特惠関税等）の関税の率（以下この項において「特惠税率」という。）及び世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一 A の千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書に附属する議許表の第三十八表の日本国の議許表に定める税率（以下この項において「協定税率」という。）が、その税率の種類（基本税率、暫定税率、特惠税率及び協定税率の別をいう。次号において同じ。）ごとに同一の率である場合</p> <p>二 定率法別表の号の区分ごとの指定、同表の号に所属する貨物に適用される基本税率、暫定税率、特惠税率及び協定税率が、その税率の種類（基本税率、暫定税率、特惠税率及び協定税率の別をいう。）ごとに同一の率である場合（前号に該当する場合を除く。）</p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）（第一条関係）</p>

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

第一条の三 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号。以下「電子帳簿保存法施行規則」という。)(第三条(第一項第二号を除く。)(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第四条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第五条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認の申請等)並びに第六条から第八条まで(電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の規定は、法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類」と、同規則第三条第一項、第五項第一号口及び第三号、同規則第四条第三項並びに第六条第一項中「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第一項」と、同規則第三項第一項中「次に掲げる要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている国税関係帳簿(関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。)(一)と、同項第一号、第三号及び第四号、同条第五項第一号口及び第三号、同規則第四条第一項第一号並びに第六条第一項第四号中「国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第三項第一項第三号、同規則第四項第三項第一号並びに第五項第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項中「法第六条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項」と、同規則第三項第一項第五号中「当該国税関係帳簿」とあるのは「当該国税関係帳簿」と、「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目(以下この号において「記録項目」という。)(一)とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出入の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け又は金額に係る記録項目」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号」とあるのは「第一号」と

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

第一条の二 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(平成十年大蔵省令第四十三号。以下この条及び第八条において「電子帳簿保存法施行規則」という。)(第三条(第一項第二号を除く。)(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)、第四条(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)、第五条第一項及び第二項(電磁的記録による保存等の承認の申請等)並びに第六条から第八条まで(電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)の規定は、法第七条の二第一項(申告の特例)に規定する特例輸入者について準用する。この場合において、同規則第三条の見出し、同規則第四条の見出し並びに同条第三項第二号及び第四項、同規則第五条並びに第六条第一項第二号及び第三号並びに第二項中「国税関係帳簿書類」とあるのは「関税関係帳簿書類」と、同規則第三項第一項、第五項第一号口及び第三号、同規則第四項第三項並びに第六条第一項中「法第四条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第一項」と、同規則第三項第一項中「次に掲げる要件に」とあるのは「第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件に」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている国税関係帳簿(関税法第七条の九第一項の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下同じ。)(一)と、同項第一号、第三号及び第四号、同条第五項第一号口及び第三号、同規則第四条第一項第一号並びに第六条第一項第四号中「国税関係帳簿」とあるのは「関税関係帳簿」と、同規則第三項第一項第三号、同規則第四項第三項第一号並びに第五項第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項中「法第六条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項」と、同規則第三項第一項第五号中「当該国税関係帳簿」とあるのは「当該関税関係帳簿」と、「取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目(以下この号において「記録項目」という。)(一)とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出入の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け又は金額に係る記録項目」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、同条第二項中「第一号、第二号

、「法第四条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第二項」と、「国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）」とあるのは「関税関係書類（関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）」と、「勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「その他の日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、「日付け又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、同条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第五号並びに第六項中「法第四条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第三項」と、同条第三項、第五項及び第六項、同規則第四条第二項並びに第六条第一項第四号中「国税関係書類」とあるのは「関税関係書類」と、同規則第三条第二号中「取引に関して、相手から受け取った契約書、領収書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」と、「契約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の受取書で、その記載された金額又は受取金額」とあるのは「金額の記載のあるこれらの書類で、その記載された金額」と、同条第五項第二号口、同規則第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項中「国税に関する法律」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第四項」と、同規則第三条第五項第四号二及び第六項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、同条第五項第五号中「同号イ中」、「勘定科目」とあるのは、「その他の日付け」とあるのは「同号中、輸入の許可の年月日」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、同規則第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿」と、同項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の

」とあるのは「第一号」と、「法第四条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第二項」と、「国税関係書類（法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。）」とあるのは「関税関係書類（関税法第七条の九第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。）」と、「勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目」とあるのは「貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日」と、「その他の日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、「日付け又は金額」とあるのは「貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日」と、「日付け」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、同条第三項、第四項、第五項各号列記以外の部分及び第五号並びに第六項中「法第四条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条第三項」と、同条第三項、第五項及び第六項、同規則第四条第二項並びに第六条第一項第四号中「国税関係書類」とあるのは「関税関係書類」と、同規則第三条第二号中「取引に関して、相手から受け取った契約書、領収書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第一項に規定する特例申告貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」と、「契約金額の記載のある契約書又は金銭若しくは有価証券の受取書で、その記載された金額又は受取金額」とあるのは「金額の記載のあるこれらの書類で、その記載された金額」と、同条第五項第二号口、同規則第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項中「国税に関する法律」とあるのは「関税法施行令第四条の十二第四項」と、同規則第三条第五項第四号二及び第六項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、同条第五項第五号中「同号イ中」、「勘定科目」とあるのは、「その他の日付け」とあるのは「同号中、輸入の許可の年月日」とあるのは「取引年月日その他の日付け」と、同規則第四条第一項中「法第五条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第一項」と、「受けている国税関係帳簿」とあるのは「受けている関税関係帳簿」と、同項第二号中「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く

許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿の」とあるのは「関税関係帳簿の」と、「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）」とあるのは「三年を経過する日までの間」と、同規則第四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項」と、「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同条第三項及び第四項中「法第五条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の全部」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「関税関係帳簿書類の保存」と、同号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類に」とあるのは「関税関係帳簿書類に」と、同規則第五条第一項第二号及び第六条中「保存場所及び納税地等」とあるのは「保存場所」と、同規則第五条第一項第四号中「法第六条第一項ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項ただし書」と、同規則第五条第一項第五号及び第六条第一項中「法第七条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一項」と、同規則第五条第一項第五号中「法第八条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第八条第二項」と、同規則第六条第一項中「承認済国税関係帳簿書類」と、「所轄税務署長等」とあるのは「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長（次項において「承認税関長」という。）」と、同項第三号及び第二項第三号中「法第四条各項のいずれか」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条各項のいずれか」と、同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項

。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同項第五号中「国税関係帳簿の」とあるのは「関税関係帳簿の」と、「当該国税関係帳簿に係る国税の国税通則法第二条第七号（定義）に規定する法定申告期限（当該法定申告期限のない国税に係る国税関係帳簿については、当該国税の同条第八号に規定する法定納期限）後三年を経過する日までの間（当該保存義務者が当該国税関係帳簿に係る国税の納税者（同条第五号に規定する納税者をいう。）でない場合には、当該保存義務者が当該納税者であるとした場合における当該期間に相当する期間）」とあるのは「三年を経過する日までの間」と、同規則第四条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第二項」と、「国税関係帳簿の種類、取引年月日その他の日付け及び勘定科目（勘定科目が主要な記録項目でない国税関係帳簿にあつては、勘定科目を除く。）」とあるのは「輸入の許可の年月日」と、同条第三項及び第四項中「法第五条第三項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第五条第三項」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類の全部」とあるのは「関税関係帳簿書類（関税関係帳簿又は関税関係書類をいう。以下同じ。）の全部」と、「国税関係帳簿書類の保存」とあるのは「関税関係帳簿書類の保存」と、同号及び同規則第七条中「法第九条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第九条」と、同規則第四条第三項第一号中「国税関係帳簿書類に」とあるのは「関税関係帳簿書類に」と、同規則第五条第一項第二号及び第六条中「保存場所及び納税地等」とあるのは「保存場所」と、同規則第五条第一項第四号中「法第六条第一項ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条第一項ただし書」と、同規則第五条第一項第五号及び第六条第一項中「法第七条第一項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第一項」と、同規則第五条第一項第五号中「法第八条第二項」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第八条第二項」と、同規則第六条第一項中「承認済国税関係帳簿書類」と、「所轄税務署長等」とあるのは「関税法第七条の二第一項の承認をした税関長（次項において「承認税関長」という。）」と、同項第三号及び第二項第三号中「法第四条各項のいずれか」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第四条各項のいずれか」と、同条第二項中「法第七条第二項」とあるのは

において準用する法第七条第二項」と、「所轄税務署長等」とあるのは「承認税関長」と、同規則第七条中「法第六条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条」と、同規則第八条第一項中「法第十条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条」と、同条第二項及び第三項中「法第十条ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。

(書式)

第一条の四 法及び令の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。

(省略)

(省略)

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

第八条 電子帳簿保存法施行規則第三条(第一項第二号を除く。)(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)及び第四条から第七条まで(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える電子帳簿保存法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(省略)	(省略)	(省略)
第三条第一項、第五項第一号口及び第三号、第四条第三項、第五条第三項並びに第六条第一項	法第四条第一項	関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第一項

「関税法第七条の九第二項において準用する法第七条第二項」と、「所轄税務署長等」とあるのは「承認税関長」と、同規則第七条中「法第六条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第六条」と、同規則第八条第一項中「法第十条」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条」と、同条第二項及び第三項中「法第十条ただし書」とあるのは「関税法第七条の九第二項において準用する法第十条ただし書」と読み替えるものとする。

(書式)

第一条の三 法及び関税法施行令(昭和二十九年政令第五百十号。以下「令」という。)の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。

同上

同上

(関税関係帳簿書類の保存方法等)

第八条 電子帳簿保存法施行規則第三条(第一項第二号を除く。)(国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)及び第四条から第七条まで(国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・電磁的記録による保存等の承認の申請等・電磁的記録による保存等の承認に係る変更・電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用)の規定は、法第九十四条第一項に規定する申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える電子帳簿保存法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
同上	同上	同上
第三条第一項、第五項第一号口及び第三号、第四条第三項、第五条第三項並びに第六条第一項	法第四条第一項	関税法第九十四条第一項において準用する法第四条第一項

第三条第三項、第四項、	(省略)		第三条第一項第三号、第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項	第三条第二項	(省略)	第一条、第二号	法第四条第二項	国税関係書類(法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。)	勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目	その他の日付け	日付け又は金額	「日付け」	法第四条第三項	(省略)	法第六条第一項	(省略)	関税法第九十四条第三項において準用する法第六条第一項	(省略)	第一条	関税法第九十四条第三項において準用する法第四条第二項	国税関係書類(関税法第九十四条第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。)	貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日	取引年月日その他の日付け	貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日	「取引年月日その他の日付け」	関税法第九十四条第三項
	(省略)	関税法第九十四条第三項	(省略)											第一条												
	(省略)	関税法第九十四条第三項	(省略)											第一条												

第三条第三項、第四項、	同上		第三条第一項第三号、第四条第三項第一号並びに第五条第一項各号列記以外の部分及び第三号並びに第二項	第三条第二項	同上	第一条、第二号	法第四条第二項	国税関係書類(法第二条第二号に規定する国税関係書類をいう。以下同じ。)	勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目	その他の日付け	日付け又は金額	「日付け」	法第四条第三項	同上	法第六条第一項	同上	関税法第九十四条第二項において準用する法第六条第一項	同上	第一条	関税法第九十四条第二項において準用する法第四条第二項	国税関係書類(関税法第九十四条第一項の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下同じ。)	貨物の品名、数量及び価格、仕出人の氏名又は名称並びに輸入の許可の年月日	取引年月日その他の日付け	貨物の数量及び価格並びに輸入の許可の年月日	「取引年月日その他の日付け」	関税法第九十四条第二項
	同上	法第六条第一項	同上											第一条												
	同上	関税法第九十四条第二項	同上											第一条												

第五項各号列記以外の部分及び第五号並びに第六項	(省略)	(省略)	第三条第五項第二号口並びに第四条第一項第五号及び第三項第一号	(省略)	第四条第一項	(省略)	第四条第二項	(省略)	第四条第三項及び第四項	(省略)	第四条第三項第一号及び第七條
	(省略)	(省略)	国税に関する法律	(省略)	法第五条第一項	(省略)	法第五条第二項	(省略)	法第五条第三項	(省略)	法第九条
において準用する法第四條第三項	(省略)	関税法施行令第八十三條第六項	(省略)	関税法第九十四條第三項において準用する法第五條第一項	受けている関税関係帳簿	(省略)	関税法第九十四條第三項において準用する法第五條第二項	輸入の許可の年月日	関税法第九十四條第三項において準用する法第五條第三項	(省略)	関税法第九十四條第三項において準用する法第九條

第五項各号列記以外の部分及び第五号並びに第六項	同上	同上	第三条第五項第二号口並びに第四条第一項第五号及び第三項第一号	同上	第四条第一項	同上	第四条第二項	同上	第四条第三項及び第四項	同上	第四条第三項第一号及び第七條
	同上	同上	国税に関する法律	同上	法第五条第一項	同上	法第五条第二項	同上	法第五条第三項	同上	法第九条
において準用する法第四條第三項	同上	関税法施行令第八十三條第四項	同上	関税法第九十四條第二項において準用する法第五條第一項	受けている関税関係帳簿	同上	関税法第九十四條第二項において準用する法第五條第二項	輸入の許可の年月日	関税法第九十四條第二項において準用する法第五條第三項	同上	関税法第九十四條第二項において準用する法第九條

第七條	法第六條	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第六條	(省略)	(省略)	(省略)	第五條第一項第四号	法第六條第一項ただし書	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第六條 第一項ただし書	(省略)
第六條第二項	法第七條第二項	關稅法第九十四條第二項 において準用する法第七條 第二項	法第七條第二項	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第七條 第二項	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第七條 第二項	第五條第一項第五号及び 第六條	法第七條第一項	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第七條 第一項	(省略)
第六條第一項第三号及び 第二項第三号	法第四條各項のいずれか	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第四條 各項のいずれか	法第四條各項のいずれか	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第四條 各項のいずれか	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第四條 各項のいずれか	第五條第一項第五号	法第八條第二項	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第八條 第二項	(省略)
(省略)	所轄外稅務署長	所轄外稅關長	所轄外稅務署長	所轄外稅關長	所轄外稅關長	第五條第三項	法第六條第六項	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第六條 第六項	(省略)
第六條第一項	法第七條第三項	關稅法第九十四條第二項 において準用する法第七條 第三項	法第七條第三項	關稅法第九十四條第二項 において準用する法第七條 第三項	關稅法第九十四條第二項 において準用する法第七條 第三項	第五條第一項第五号及び 第六條	法第七條第一項	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第七條 第一項	(省略)

第七條	法第六條	關稅法第九十四條第二項 において準用する法第六條	同上	同上	同上	第五條第一項第四号	法第六條第一項ただし書	關稅法第九十四條第二項 において準用する法第六條 第一項ただし書	同上
第六條第二項	法第七條第二項	關稅法第九十四條第二項 において準用する法第七條 第二項	同上	同上	同上	第五條第一項第五号及び 第六條	法第七條第一項	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第七條 第一項	同上
第六條第一項第三号及び 第二項第三号	法第四條各項のいずれか	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第四條 各項のいずれか	同上	同上	同上	第五條第一項第五号	法第八條第二項	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第八條 第二項	同上
(省略)	所轄外稅務署長	所轄外稅關長	所轄外稅務署長	所轄外稅關長	所轄外稅關長	第五條第三項	法第六條第六項	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第六條 第六項	同上
第六條第一項	法第七條第三項	關稅法第九十四條第二項 において準用する法第七條 第三項	同上	同上	同上	第五條第一項第五号及び 第六條	法第七條第一項	關稅法第九十四條第三項 において準用する法第七條 第一項	同上

(貨物を業として輸入する者についての規定の準用)

第九条 前条の規定は、法第九十四条第二項(帳簿の備付け等)に規定する貨物を業として輸出する者について準用する。この場合において、前条の表中「関税法第九十四条第一項」とあるのは、「関税法第九十四条第二項において準用する同条第一項」と、「仕出人」とあるのは、「仕向人」と、「輸入の許可の年月日」とあるのは、「輸出の許可の年月日」と、「輸入の許可を受けた貨物の取引に関して、相手から受け取った仕入書、請求書、原産地証明書、契約書、領収書及び自己の作成した発注書その他これらに準ずる書類」とあるのは、「輸出の許可を受けた貨物に関する契約書、仕入書その他これらに準ずる書類」と、「関税法施行令第八十三条第六項」とあるのは、「関税法施行令第八十三条第八項」と読み替えるものとする。

別紙第一号書式

別紙第一号書式

〔表1表〕

種別	貸付金額	貸付期間	貸付利率	貸付回数	期	日
----	------	------	------	------	---	---

〔納付者〕

姓 名 _____

居住又は居所 _____

所在地 _____

このとを訂行して下さい。なお、借渡料は
約定の利率により計算し、借渡料に記入するか、
納付して下さい。

年 月 日

〔貸主の全借入金に際する印字欄等 任意欄等 印〕

〔貸 入 科 目〕	平成 年度	〔期 間 計 画〕
納付の滞り	年 月	上 月 上 旬 中 旬 下 旬
納付額	金 額 円	
滞り 年 月 日 目録	金 額 円	
納付滞り	滞 り 額 円	

上記の全計算を精算しました。

年 月 日

納付書

〔納付者名 印〕

別紙第一号書式

別紙第一号書式

〔表2表〕

種別	貸付金額	貸付期間	貸付利率	貸付回数	期	日
----	------	------	------	------	---	---

〔納付者〕

姓 名 _____

居住又は居所 _____

所在地 _____

このとを訂行して下さい。なお、借渡料は
約定の利率により計算し、借渡料に記入するか、
納付して下さい。

年 月 日

〔貸主の全借入金に際する印字欄等 任意欄等 印〕

〔貸 入 科 目〕	平成 年度	〔期 間 計 画〕
納付の滞り	年 月	上 月 上 旬 中 旬 下 旬
納付額	金 額 円	
滞り 年 月 日 目録	金 額 円	
納付滞り	滞 り 額 円	

上記の全計算を精算しました。

年 月 日

納付書

〔納付者名 印〕

この借渡料は、借渡料に記入するか、納付して下さい。また、借渡料は、約定の利率により計算し、借渡料に記入するか、納付して下さい。

【記入例】

<table border="1"> <tr> <td>納税 税 額 金 種 別 等</td> <td>安全</td> </tr> </table>	納税 税 額 金 種 別 等	安全	納税・送付台帳	申告番号	
納税 税 額 金 種 別 等	安全				
(納税者) 住所 氏名又は名称 代理人 [] 添付表 (追加納税理由書に関する事項、 滞納及び再延滞に関する事項等及び その他任意)	(記入科目)	平成 年度	(期 限 分 割)		
	納付の目的	本 税	元 月 土 月 土 月 土 月 土 月 土 月		
		延 滞 税			
		加 算 税			
		合 計 額			
上記の合計額を繰りました。 平成 年 月 日 (署名者)		納税 印 捺印			

備 考

1. 第1申告書の備考(4及び5)(本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物等)は品目表の二第一項第二号(特種の確定の方式)に規定する料率を定めることにより別途して輸入する貨物又は品目表第二項第一号(課税課税方式を適用する貨物の品目)に掲げる貨物について電子計算機を併用して納税通知書を作成する場合に限る。)を除く。5は、この書式について適用する。この場合において、同書式備考「納税通知書」とあるのは「納付書」と、「延滞税の額」とあるのは「延滞税及び加算税の合計」と読み替えるものとする。
2. 納税者の住所及び氏名又は名称、記入科目、年度、期日等、申告番号、納付の目的並びに金額は、納税者が記載するものとする。
3. 納税期において繰上する場合は、繰上年月日の記入及び繰上申告の記入押印に代え、前課税年度及び繰上年月日の表示のある繰上日付印を捺印することとする。
4. 納税期に係る納付書については、当方を納税送付台帳、納付書・納税記録及び繰上申告の順に繰上することとする。

【記入例】

<table border="1"> <tr> <td>納税 税 額 金 種 別 等</td> <td>安全</td> </tr> </table>	納税 税 額 金 種 別 等	安全	納税・送付台帳	申告番号	
納税 税 額 金 種 別 等	安全				
(納税者) 住所 氏名又は名称 代理人 [] 添付表 (追加納税理由書に関する事項、 滞納及び再延滞に関する事項等及び その他任意)	(記入科目)	平成 年度	(期 限 分 割)		
	納付の目的	本 税	元 月 土 月 土 月 土 月 土 月 土 月		
		延 滞 税			
		加 算 税			
		合 計 額			
上記の合計額を繰りました。 平成 年 月 日 (署名者)		納税 印 捺印			

備 考

1. 第1申告書の備考(4及び5)(本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物等)は品目表の二第一項第二号(特種の確定の方式)に規定する料率を定めることにより別途して輸入する貨物又は品目表第二項第一号(課税課税方式を適用する貨物の品目)に掲げる貨物について電子計算機を併用して納税通知書を作成する場合に限る。)を除く。5は、この書式について適用する。この場合において、同書式備考「納税通知書」とあるのは「納付書」と、「延滞税の額」とあるのは「延滞税及び加算税の合計」と読み替えるものとする。
2. 納税者の住所及び氏名又は名称、記入科目、年度、期日等、申告番号、納付の目的並びに金額は、納税者が記載するものとする。
3. 納税期において繰上する場合は、繰上年月日の記入及び繰上申告の記入押印に代え、前課税年度及び繰上年月日の表示のある繰上日付印を捺印することとする。
4. 納税期に係る納付書については、当方を納税送付台帳、納付書・納税記録及び繰上申告の順に繰上することとする。

改正案

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）（第一条関係）

別紙第一号書式

別紙第1号書式

(第1片)

国税 収納部 課税課 課税課

納税告知書・領収証書

電算機 課税用

年 度 税 関 行 号 取扱コード

輸入申告書の番号 取扱庁名（取扱庁名）

受入科目 納付通貨

告知番号 納期日 年 月 日 日

代理人 納税者（住所）

（氏名又は名称）

[国税収納金整理委員会に関する署名]

年 月 日

左記の合計額を納税しました。（領収日付印）
（領収年月日、納税者名及び納税印）又は（日本銀行取扱い店名の表示のある領収日付印）

この表の裏面に記載して下向きに記入の上で、納付し、納付した旨を通知する等の必要

(第2片)

国税 収納部 課税課 課税課

領 収 控 書

電算機 課税用

年 度 税 関 行 号 取扱コード

輸入申告書の番号 取扱庁名（取扱庁名）

受入科目 納付通貨

告知番号 納期日 年 月 日 日

代理人 納税者（住所）

（氏名又は名称）

[国税収納金整理委員会に関する署名]

年 月 日

左記の合計額を納税しました。（領収日付印）
（領収年月日、納税者名及び納税印）又は（日本銀行取扱い店名の表示のある領収日付印）

この表の裏面に記載して下向きに記入の上で、納付し、納付した旨を通知する等の必要

現 行

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則（昭和五十二年大蔵省令第三十号）（第一条関係）

別紙第一号書式

別紙第1号書式

(第1片)

国税 収納部 課税課 課税課

納税告知書・領収証書

電算機 課税用

年 度 税 関 行 号 取扱コード

輸入申告書の番号 取扱庁名（取扱庁名）

受入科目 納付通貨

告知番号 納期日 年 月 日 日

代理人 納税者（住所）

（氏名又は名称）

[国税収納金整理委員会に関する署名]

年 月 日

左記の合計額を納税しました。（領収日付印）
（領収年月日、納税者名及び納税印）又は（日本銀行取扱い店名の表示のある領収日付印）

この表の裏面に記載して下向きに記入の上で、納付し、納付した旨を通知する等の必要

(第2片)

国税 収納部 課税課 課税課

領 収 控 書

電算機 課税用

年 度 税 関 行 号 取扱コード

輸入申告書の番号 取扱庁名（取扱庁名）

受入科目 納付通貨

告知番号 納期日 年 月 日 日

代理人 納税者（住所）

（氏名又は名称）

[国税収納金整理委員会に関する署名]

年 月 日

左記の合計額を納税しました。（領収日付印）
（領収年月日、納税者名及び納税印）又は（日本銀行取扱い店名の表示のある領収日付印）

この表の裏面に記載して下向きに記入の上で、納付し、納付した旨を通知する等の必要

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）（第三条関係）

別紙第一号の二書式

別紙第一号の2書式

国税 収納 整理 委員会		領 収 済 通 知 書			
納税コード	年度	納税期号	取込コード	取込庁名 (取込庁名)	整理番号
納入申告書の番号 (あて先)		本 額		取込科目コード	納付の目的
【国税収納整理委員会に関する署名、官職及び氏名並びに在勤部署名及びその所在地】		証 憑 別		取込年度	取込年度
受入科目	加 算 額		納付場所		納 期
申告番号等	合 計 額		納 期		年 月 日
代理人	数字は記入欄にならつて筆のボールペンで特からほみださないように右側で記載してください。		加算別種別		無 少 申告 申告
納税者 (住所) (氏名又は名称)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		内 証書受領		円
【国税収納整理委員会に関する署名、官職及び氏名並びに在勤部署名及びその所在地】		数字は記入欄にならつて筆のボールペンで特からほみださないように右側で記載してください。		左記の合計額を承認しました。 (領収日付印) (領収年月日、領収者名及び捺印)又は(日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印)	

国税 収納 整理 委員会		領 収 控 ①			
年度	納税期号	取込コード	本 額	納付の目的	
納入申告書の番号	取込庁名 (取込庁名)	取込科目	取込年度	左記の合計額を承認しました。 (領収日付印) (領収年月日、領収者名及び捺印)又は(日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印)	
受入科目	納付場所	加算額	納 期	年 月 日	
申告番号	納 期	合 計 額	年 月 日		
代理人	納 期	数字は記入欄にならつて筆のボールペンで特からほみださないように右側で記載してください。	無 少 申告 申告	円	
納税者 (住所) (氏名又は名称)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		内 証書受領		円

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）（第三条関係）

別紙第一号の二書式

別紙第一号の2書式

国税 収納 整理 委員会		領 収 済 通 知 書			
納税コード	年度	納税期号	取込コード	取込庁名 (取込庁名)	整理番号
納入申告書の番号 (あて先)		本 額		取込科目コード	納付の目的
【国税収納整理委員会に関する署名、官職及び氏名並びに在勤部署名及びその所在地】		証 憑 別		取込年度	取込年度
受入科目	加 算 額		納付場所		納 期
申告番号等	合 計 額		納 期		年 月 日
代理人	数字は記入欄にならつて筆のボールペンで特からほみださないように右側で記載してください。		加算別種別		無 少 申告 申告
納税者 (住所) (氏名又は名称)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		内 証書受領		円
【国税収納整理委員会に関する署名、官職及び氏名並びに在勤部署名及びその所在地】		数字は記入欄にならつて筆のボールペンで特からほみださないように右側で記載してください。		左記の合計額を承認しました。 (領収日付印) (領収年月日、領収者名及び捺印)又は(日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印)	

国税 収納 整理 委員会		領 収 控 ①			
年度	納税期号	取込コード	本 額	納付の目的	
納入申告書の番号	取込庁名 (取込庁名)	取込科目	取込年度	左記の合計額を承認しました。 (領収日付印) (領収年月日、領収者名及び捺印)又は(日本銀行取扱店名の表示のある領収日付印)	
受入科目	納付場所	加算額	納 期	年 月 日	
申告番号	納 期	合 計 額	年 月 日		
代理人	納 期	数字は記入欄にならつて筆のボールペンで特からほみださないように右側で記載してください。	無 少 申告 申告	円	
納税者 (住所) (氏名又は名称)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		内 証書受領		円

国税 収納整理 基金		納税告知書・領収証書	
電算機 読取用			
年度 税関庁番号 取扱庁コード	本 額	円	納付の目的
輸入申告書の番号 取扱庁名 (取扱庁名)	延滞料	円	
受入科目	加算料	円	左記の合計額を徴収しました。 (領収日付印) (領収年月日、領収者名 及び領収印)又は(日本 銀行取扱店名の表示のあ る領収日付印)
告知番号 納期日 年 月 日	合計額	円	
代理人 納税者 (住所)	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込		内 証券受領 円
(氏名又は名称)			
[国際収納整理基金に関する署名] 官 署 氏 名 ㊞			
年 月 日			

左記の金額を徴収し、納付書にてお支払いの上、納付し、領収書は必ずお持ちください。

電子情報処理組織による税関手続の特例に関する法律施行規則（昭和52年大蔵省令第30号）別紙第1号書式備考は、この書式について準用する。

国税 収納整理 基金		納税告知書・領収証書	
電算機 読取用			
年度 税関庁番号 取扱庁コード	本 額	円	納付の目的
輸入申告書の番号 取扱庁名 (取扱庁名)	延滞料	円	
受入科目	加算料	円	左記の合計額を徴収しました。 (領収日付印) (領収年月日、領収者名 及び領収印)又は(日本 銀行取扱店名の表示のあ る領収日付印)
告知番号 納期日 年 月 日	合計額	円	
代理人 納税者 (住所)	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 振込		内 証券受領 円
(氏名又は名称)			
[国際収納整理基金に関する署名] 官 署 氏 名 ㊞			
年 月 日			

左記の金額を徴収し、納付書にてお支払いの上、納付し、領収書は必ずお持ちください。

電子情報処理組織による税関手続の特例に関する法律施行規則（昭和52年大蔵省令第30号）別紙第1号書式備考は、この書式について準用する。